

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月15日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第26-41360-0115号
工事（委託業務）名	設計業務委託（道維・補助）
質 問 事 項	
1. 往復旅行時間にかかる直接人件費について、照査技術者による報告についてのみ計上されていますが、打合せ等においては計上されないのでしょうか。	
回 答 事 項	
1. 本業務の閲覧図書では、『照査技術者による報告』の1時間を超える分の直接人件費を別途計上していましたが、本来、旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務）の場合、設計業務等標準積算基準（令和7年10月1日（令和8年6月1日一部改正）参1-2-4の（注）4に記載のとおり『往復旅行時間にかかる直接人件費は、以下のとおりとし、別途計上しない。』とされていたので、計上しないよう閲覧図書（積算書）を訂正いたします。 なお、『打合せ等』の往復旅行時間にかかる直接人件費についても同様の考えとなります。詳細については「設計図書の訂正について」をご確認ください。	